

[事案 2021-81] 入院給付金支払請求

・令和4年2月10日 和解成立

<事案の概要>

約款上の支払事由に該当しないことを理由に、入院給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

無汗症の治療を目的として、7月9日から同月10日（入院①）、同年8月20日から同月22日（入院②）、同年10月1日から同月3日（入院③）、同年12月8日から同月10日（入院④）の計11日間入院したため、平成15年10月に契約した医療保険にもとづき、各入院給付金の支払いを請求したところ、入院日数が継続した8日以上でなかったことから、約款上の支払事由に該当しないとして支払われなかった。しかし、入院①②③④は、無汗症の診断および治療を目的とした一連の入院であるため、「継続した8日以上入院」と認め、入院給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)入院①②③④の入院日数は、いずれも「継続して8日以上」に該当しない。
- (2)入院①②③④のいずれも、「最終の入院の退院日からその日を含めて30日以内に、同一の疾病により転入院または再入院をしたとき」に該当しないため、約款上の「継続した1回の入院」とみなすこともできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張内容等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。